

STCW条約基本訓練（生存）コース



区分	「STCW条約付属書第6章第6-1規則に定める基本訓練」法定コース (STCW条約付属書A-6/1節の2に規定する実技(個々の生存技術)講習)
対象	船舶に乗り組むすべての船員
訓練概要	0.5日(生存実習0.5日) 受講料: 70,900円(消費税10%込) 昼食なし
	イマーシヨンスーツの着用と使用、高所からの安全な飛び込み、救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正等、STCW条約が定める11項目を体得する訓練
要	【消火と併せて受講】 0800~0900 集合・移動 0900~1030 実習【実技】(イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアンカーの使用など) 1030~1100 移動 1100~1230 座学・実習【説明】(訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備、イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備の操作など) 1230~1300 判定審査

センターでは、STCW条約コード表A-6-1-1(個々の生存技術)で規定されている以下の11項目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 救命胴衣の着用 | ⑥ 救命胴衣を着用しないで浮いていること |
| ② イマーシヨンスーツの着用と使用 | ⑦ 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと |
| ③ 高所からの海中への安全な飛び込み | ⑧ 生存の可能性を向上させるために救命用の端艇及びいかだの上で初期行動を行うこと |
| ④ 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正 | ⑨ シーアンカーの使用 |
| ⑤ 救命胴衣を着用して泳ぐこと | ⑩ 救命艇の端艇及びいかだの備品の操作 |
| | ⑪ 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作 |

※ 本訓練の修了に際して行われる判定審査に合格すると「生存講習(再講習)修了証明書」が即日交付されます。この証明書は、「STCW条約コードA-6-1-1(個々の生存技術)」に定める全ての項目(1~11)の訓練の実施及び知識・技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。

※ STCWコード表A-6-1-1(個々の生存技術)に定める項目については、STCW条約付属書A-6/1節の3及び船員法の規定において、5年毎にその全ての項目について、知識・技能が維持されているのを確認することが義務付けられています。